



今月のニュース

水道庁舎が岡部浄水場内に移転します

●問い合わせ 営業課(☎574-6676)



▲お客様センターなどが入る水道庁舎(手前右)と、浄水管理棟(左奥)

平成27年1月5日(月)から第2庁舎(お客様センター、営業課、水道工務課)と浄化センター(下水道課、集落排水課)の事務所が水道庁舎(岡部浄水場)へ移転します。移転先、電話、庁舎内の配置は、次の通りです。

所在地 岡部1086番地

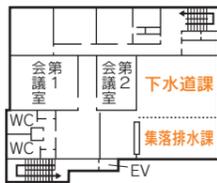
施設概要

【1階】

- お客様センター(☎577-7543)
- 営業課(☎577-7527)
- 水道工務課(☎577-7529)
- 1階ファクス(☎546-0120)

【2階】

- 下水道課(☎577-7552)



2階配置図



1階配置図



42) 集落排水課(☎577-7544)

2階ファクス(☎546-0127)

年末年始ごみの特別収集

●問い合わせ 環境衛生課(☎585-2215)、深谷清掃センター(☎571-0799)

月	火	水	木	金	土	日
12/22 通常収集	23 通常収集	24 通常収集	25 通常収集 (資源物)	26 通常収集	27 収集なし	28 収集なし
← 直接搬入できます →						
29 特別収集 ※燃やせるごみのみ	30 特別収集 ※燃やせるごみのみ	31 収集なし	1/1 収集なし	2 収集なし	3 収集なし	4 収集なし
← 直接搬入できます →						

12月29日(月)・30日(火)に、『燃やせるごみ』のみを特別に収集します。午前8時30分までに、ごみ収集所へ出してください。

また、大掃除などに伴う

大量のごみは収集所には出せませんので、『ごみの分け方・出し方』をご確認の上、深谷清掃センターへ直接搬入してください。

※29日(月)・30日(火)の2日間は、深谷清掃センターへの直接搬入は、

国民年金からのお知らせ

●問い合わせ 熊谷年金事務所(☎522-5012) 保険年金課(☎574-6641) 岡部市民生活課(☎585-5496)
川本市市民生活課(☎583-2783) 花園市民生活課(☎584-1121)

「存じますか? 障害基礎年金」

し尿・浄化槽のくみ取り

年末年始のし尿・浄化槽のくみ取りは、下記の通りです。早めに各清掃業者へ申し込みください。

深谷清掃センターへの直接搬入

受付時間 午前8時30分〜午後4時

搬入できる物 燃やせるごみ・燃やせないごみ・粗大ごみ・資源物・有害ごみ

※正しく分別して搬入してください。

受け入れ料金(家庭のごみ) 50kg以下 無料、50kgを超える部分 10kgにつき10円

※12月29日(月)・30日(火)は、深谷清掃センターへお問い合わせください。

混雑が予想されます。できる限り26日(金)までの搬入にご協力ください。

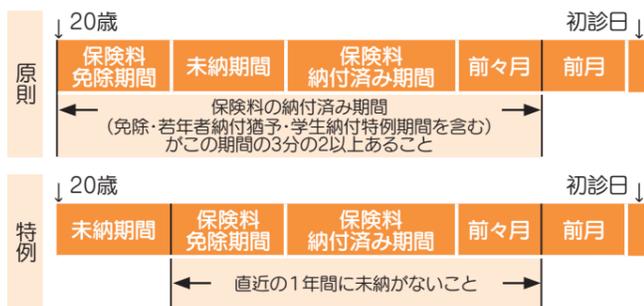
※熊谷衛生センター、江南清掃センターにも、29日(月)・30日(火)に直接搬入できます。詳しくは、各センターへお問い合わせください。

- 熊谷衛生センター(☎532-2021)
- 江南清掃センター(☎536-5745)

国民年金の加入中などに初診日がある病気やけがなどで障害の状態になったとき、障害認定日(初診日から1年6カ月を経過した日、またはその期間内に症状が固定した日)に、国民年金法で定める障害等級の1・2級に該当した場合、障害年金を受け取ることが出来ます。ただし、初診日の前月に、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済み期間と免除期間(若年者納付猶予・学生納付特例期間を含む)を合わせた期間が3分の2以上必要となります(初診日が平成28年3月31日以前にあるときは、特例として初診日の前々月までの直近の1年間に保険料の未納がなければよいことになっています)。

なお、20歳前に初診日がある病気やけがによって障害の状態になったかたは、障害等級の1・2級に該当すれば20歳から(障害認定日が20歳以降の場合には障害認定日から)

保険料納付要件



受給できます。ただし、この場合、本人に一定額以上の所得やほかの年金の受給がある場合、支給が制限されます。※障害年金と身体障害者手帳の等級では、認定基準が異なります。身体障害者手帳が1・2級であっても障害基礎年金が受けられるとは限りません。

※初診日とは、障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師の診療を受けた日のことです。

区分	年未		年始	申し込み・問い合わせ
	くみ取り最終申込日	くみ取り最終日	くみ取り開始日	
深谷・岡部地区	※早めに申し込みください。	12月26日(金) 午後4時30分まで	1月5日(月)	申し込み 各清掃業者へ 問い合わせ 衛生センター(☎571-4920)
川本・花園地区	申し込み 各清掃業者へ 問い合わせ 寄居町汚泥再生処理センター(☎582-0715)			

※各清掃業者は、市ホームページをご覧ください。